

各種福祉手当の 更新手続きについて

【申請などの問い合わせ先】

南部町福祉事務所（健康管理センターすこやか内）

☎ 66-5522

◆特別障害者手当・障害児 福祉手当

■特別障害者手当…重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の方に支給されます。

■障害児福祉手当…重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅の方に支給されます。

■経過的福祉手当…20歳以上の 従来の福祉手当受給者で、特別 障害者手当及び障害基礎年金を 受給できない方に支給されます。

●資格要件の制限

施設に入所している、または病院に入院している。

本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。

▼特別障害者手当…

26,260円／月

▼障害児福祉手当…

14,280円／月

▼経過的福祉手当…

14,280円／月

の収入金額がわかるもの

手当所得状況届

■経過的福祉手当…特別障害者

手当所得状況届

◆特別児童扶養手当

■特別児童扶養手当…20歳未満

で精神または身体に一定の障が

いがある児童を養育している方

●所得状況届について

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を引き続き受給するには「所得状況届」の提出が必要です。

所得状況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いします。現在受給中の方には7月中に所得状況届を送付します。

◆児童扶養手当

児童扶養手当を引き続き受給するには「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

現況届の提出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に提出いただきますようお願いします。

●資格要件の制限

児童の障がいを理由に公的年金を受けている場合

・児童が児童福祉施設等に入所している場合

◆特別障害者手当・障害児 福祉手当

■特別障害者手当…重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の方に支給されます。

■障害児福祉手当…重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅の方に支給されます。

■経過的福祉手当…20歳以上の 従来の福祉手当受給者で、特別 障害者手当及び障害基礎年金を 受給できない方に支給されます。

●資格要件の制限

施設に入所している、または病院に入院している。

本人・扶養義務者の所得が一定額を超える。

▼特別障害者手当…

26,260円／月

▼障害児福祉手当…

14,280円／月

▼経過的福祉手当…

14,280円／月

の収入金額がわかるもの

手当所得状況届

■経過的福祉手当…特別障害者

手当所得状況届

◆特別児童扶養手当

■特別児童扶養手当…20歳未満

で精神または身体に一定の障が

いがある児童を養育している方

手当所得状況届、年金・手当等の収入金額がわかるもの

当証書・申請時使用の印鑑